	(九)	(十)
	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を除く。）の性能	
	各系統の換気量	各室の換気量
	外気の同一断面を取り入れる風道から五箇所を偏りなく抽出し、風速を用いて次の式により風量を算出するなどして測定が困難な場合（風速測定器を用いて風速を測定することが困難な場合をいう。）にあっては、風速を測定することなく、次の式により確認する。 $V = 3600\nu A$ この式において、V、ν及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V　換気量（単位　立方メートル毎時） ν　平均風速（単位　メートル毎秒） A　風道断面積（単位　平方メートル）	給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速を用いて次の式により風量を算出するなどして測定が困難な場合（風速測定器を用いて風速を測定することが困難な場合をいう。）にあっては、風速を測定することなく、次の式により確認する。 $V = 3600\nu AC$ この式において、V、ν、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
	ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第二十条の二第一号ロの規定に適合しない風速のおおむね在室者がほぼ設計定員であり、かつ、当該室の二酸化炭素の含有率が百万分の千を超えていること又は当該室の外気の二酸化炭素の含有率と外気の二酸化炭素の含有率との差を二酸化炭素検知管法により測定した場合において、当該差が百万分の五百十を超えていること。
	令第二十条の二第一号ロの規定に適合しない風速のおおむね在室者がほぼ設計定員であり、かつ、当該室の二酸化炭素の含有率が百万分の千を超えていること又は当該室の外気の二酸化炭素の含有率と外気の二酸化炭素の含有率との差を二酸化炭素検知管法により測定した場合において、当該差が百万分の五百十を超えていること。	令第二十条の二第一号ロの規定に適合しない風速のおおむね在室者がほぼ設計定員であり、かつ、当該室の二酸化炭素の含有率が百万分の千を超えていること又は当該室の外気の二酸化炭素の含有率と外気の二酸化炭素の含有率との差を二酸化炭素検知管法により測定した場合において、当該差が百万分の五百十を超えていること。

(十一)	(十二)	(十三)
	中央管理方式の空気調和設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を除く。）の主要機器及び外配管
中央管理室における制御及び作動の状況の監視	空気調和設備の設置の状況	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況
中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。

	V　換気量（単位　立方メートル毎時）
	ν　平均風速（単位　メートル毎秒）
	A　給気口断面積（単位　平方メートル）
	C　次の式により計算する外気の混合比（還気風量が混合されている場合は、換気比率を乗じて算出する数値）
	この式においてV_1及びV_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $C = \frac{V_2}{V_1}$ V_1　空気調和設備の送風空気量（単位　一時間につき立方メートル） V_2　空気調和設備への取り入れ外気量（単位　一時間につき立方メートル）
	ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。